

「全国森林計画の変更(案)」に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果の概要

- 意見募集期間：平成16年4月1日～16日（16日間）
- 意見提出件数等：4件（個人から4件（電子メール3件、郵送1件））、11項目

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
1 修文するもの	0	該当意見なし
2 趣旨を取り入れ ているもの	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安林整備臨時特別措置法に位置付けられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことには意義がある。 ○ 森林所有者が適切な森林整備保全を怠った場合、他の者が代わって施業を行うような制度を設けるべき。
3 趣旨の一部を取 り入れているもの	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林所有者には自ら所有する森林を適切に管理する義務があることを広く周知した上で、私有林の治山は、税金を使わず、民間資金で行うべき。
4 今後の検討課題 等	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温暖化問題の対応には、森林の倍増化が急務であり、企業による立木の所有の義務化や立木（森林）の証券化制度など新たな方策を検討するべき。

1 意見の提出状況

【提出者別の意見数】

個人	4 件
----	-----

【提出方法別】

電子メールによるもの	3 件
郵送によるもの	1 件
計	4 件

【意見の項目数】

全	3 項目
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	0 項目
II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	0 項目
III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	0 項目
IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	0 項目
V 森林施業の合理化に関する事項	0 項目
VI 森林の土地の保全に関する事項	8 項目
VII 保安施設に関する事項	0 項目
VIII 森林の保健機能の増進に関する事項	11 項目
計	11 項目

2 意見の処理結果の概要

修文するもの	0 項目
趣旨を取り入れられているもの	5 項目
趣旨の一部を取り入れているもの	4 項目
今後の検討課題等	2 項目
計	11 項目

【「今後の検討課題等」の内訳
記述・表現ぶりに関するもの 1 項目
その他政策提案等 1 項目】

- 1: 修文するもの
- 2: 趣旨を取り入れているもの
- 3: 趣旨の一部を取り入れているもの
- 4: 今後の検討課題等

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の考え方
VII 保安施設に関する事項	2 特定保安林の整備	2	保安林についてその現況を保全するための措置と併せて適切な施業を確保するための措置を講じることにより、保安林の一層の機能維持を図ることとしたところ等です。
	「疎開」や「うっ閉」は、「間隔が広い」や「枝葉の繁茂」などの平易な表現とすべき。	4	これまでの全国森林計画や保安林整備計画における記述を踏まえ、正確で、かつ、森林・林業の用語として一般的な表現としたところです。
	特定保安林の指定区域を長期的に固定するのであれば、樹冠の疎密状態や林木の生育状況、下層植生といった容易に変化する因子ではなく、傾斜など変化しにくい土地条件因子を指定要件とすべき。	3	特定保安林の指定は、指定の目的に即して機能していかないことと認められる保安林について、早急に施業を実施する必要があり、施業を実施することにより機能の確保が見込まれ、かつ、森林所有者等に施業を実施させることが相対認められる箇所を対象とするものである。したがって、気候、地形、土壌等の自然的条件からみて施業が困難な箇所は、むしろその対象から除外されます。
	水源かん養機能の発揮を図る観点からは、浸透能を高める効果の大きい林床草本類の生育状態に着目すべき。	2	特定保安林の指定の際には、林床草本類を含む下層植生の生育状態等にも着目することとしてしているところ等です。

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の考え方
VII 保安施設に関する事項 2 特定保安林の整備	<p>「下層植生が消失しており森林土壌が流出し」という表現は、「林床の草本類が貧弱な森林もしくは落葉層の一部・全部が欠落する森林」と「林床にリル・方リリーが確認される森林」とに区分して例示すべき。</p>	3	<p>特定保安林制度では、森林整備によって下層植生の回復が可能なものを対象としていることから、「下層植生が消失しており森林土壌が流出し」としていいるところです。</p>
	<p>特定保安林の指定基準が抽象的であり、指定しよとするとする森林毎の自然特性に関する調査が必要。</p>	2	<p>特定保安林については、森林毎の現況、整備の必要性等を調査の上、全国森林計画に基づき指定されます。</p>
	<p>土地の安定性が劣る溪流沿いの人工林を特定保安林として指定し、落葉広葉樹との混交林化を図るべき。</p>	3	<p>特定保安林は、保安林の指定目的に即して機能してならないと認められる保安林について指定されることとなっており、要整備森林において、その機能の発揮に必要な施策を推進することとしています。</p>
	<p>保安林の指定目的に応じ、実施する施策の違いを明らかにすることが必要。</p>	2	<p>それぞれの保安林が、その保安林の指定の目的に即して機能するよう、要整備森林について、実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施策の方法を地域森林計画に定めることとしています。</p>

全国森林計画(案)該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の考え方
	<p>森林所有者には自ら所有する森林を適切に管理する義務があることを広く周知した上で、私有林の治山は、税金を使わず、民間資金で行うべき。</p>	3	<p>森林所有者等の責務については、森林・林業基本法第9条において「森林所有者等は、その森林の整備及び保全を図らねばならない。」旨明らかに行うよう努めなければならない。治山事業の実施など、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、必要な財政措置を講じているところである。</p>
【全般】	<p>森林所有者が適切な森林整備保全を怠った場合、他の者が代わって施業を行うような制度を設けるべき。</p>	2	<p>森林法では、適正な施業が行われない場合に、市町村長や都道府県知事が森林所有者に対して「権利移転等の協議勧告」等を行うことのできる「要間伐森林」及び「要整備森林」という制度が設けられています。</p>
	<p>温暖化問題の対応には、森林の倍増化が急務であり、企業による立木の所有の義務化や立木(森林)の証券化制度など新たな方策を検討するべき。</p>	4	<p>地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するには、様々な主体による自主的な森林整備保全活動を促進していくことが重要です。このため、これまでも各種の施策に取り組み組んで来ており、今後ともご提案の内容等を含め新たな方策について検討していく考えです。</p>